

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年10月10日(2013.10.10)

【公開番号】特開2012-191282(P2012-191282A)

【公開日】平成24年10月4日(2012.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2012-040

【出願番号】特願2011-50971(P2011-50971)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

H 04 N 5/44 (2011.01)

H 04 N 5/63 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

H 04 N 5/44 Z

H 04 N 5/63 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月26日(2013.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中継機器を介してソース機器からシンク機器へ映像信号を伝送するシステムであって、前記シンク機器は、前記中継機器からの要求に基づいて、前記中継機器に電力を供給することを特徴とする伝送システム。

【請求項2】

請求項1の伝送システムであって、

前記ソース機器及び前記中継機器は前記シンク機器から提供される当該シンク機器の物理アドレス情報とその入力端子番号を取得する取得部と、他機器とのメッセージを送受信する通信部とを有し、

前記メッセージの内、送信メッセージは、送信元が前記ソース機器であるか前記中継機器であるかを区別可能な情報を含み、

前記メッセージの内、前記中継機器の送信メッセージは当該中継機器が要求する電力の情報を含み、

前記シンク機器は受信したメッセージに基づいて、前記ソース機器と前記中継機器へ要求された電力の供給を開始し、当該供給する電力の情報を含むメッセージを送信することを特徴とする伝送システム。

【請求項3】

請求項2の伝送システムであって、

前記ソース機器及び前記中継機器の内、少なくとも電力供給を受ける機器は、受給する電力を検出する電圧検出部を有し、当該電圧検出部で検出する電圧が所定の電圧以下になる場合は受給する電力を増やさないまたは減らす制御を行うことを特徴とする伝送システム。

【請求項4】

請求項2の伝送システムであって、

前記シンク機器は、電力の供給量を減らす予告メッセージを送信し、

電力供給先のソース機器または中継機器から電力の供給量の維持を要求するメッセージを受信した場合は電力の供給量を維持し、

所定時間毎に前記予告メッセージを送信し、

前記予告メッセージを所定の回数送信すると、前記要求メッセージを受信しても電力供給量を減らすことを特徴とする伝送システム。

【請求項 5】

請求項 2 の伝送システムであって、

前記シンク機器及び／または前記中継機器は、接続位置を示す情報と電力供給能力に関する情報を前記中継機器または前記ソース機器へ伝える通信部を有し、

前記接続位置を示す情報は、シンク機器の初期値に対し、接続順に順次所定値を加算した情報であって、

前記中継機器は当該中継機器の位置情報を含むメッセージを送信することを特徴とする伝送システム。

【請求項 6】

ソース機器からシンク機器へ映像信号を伝送する中継機器であって、

前記中継機器から前記ソース機器及び／または前記シンク機器へ送る通信メッセージは、該シンク機器から電流を受ける端子と、該ソース機器へ電流を送る端子の間が接続されているか切断されているかを示す引数を含むことを特徴とする中継機器。

【請求項 7】

ソース機器とシンク機器との間に設置される中継機器であって、

前記シンク機器に対して電力を要求するメッセージを送信し、

前記シンク機器から電力を受給することを特徴とする中継機器。

【請求項 8】

請求項 7 の中継機器であって、

前記シンク機器から提供される当該シンク機器の物理アドレスとその入力端子番号に関する情報を取得する取得部と、

他機器とのメッセージを送受信する通信部とを有し、

前記メッセージの内、送信メッセージは、送信元が前記ソース機器であるか前記中継機器であるかを区別可能な情報を含み、

前記メッセージの内、送信メッセージは前記中継機器が要求する電力の情報を含み、

前記シンク機器から受給する電力は、前記シンク機器が受信したメッセージに基づくことを特徴とする中継機器。

【請求項 9】

請求項 8 の中継機器であって、

受給する電力の電圧を検出する電圧検出部を有し、

当該電圧検出部で検出する電圧が所定の電圧以下になる場合は受給する電力の電流を増やさないまたは減らす制御を行うことを特徴とする中継機器。

【請求項 10】

請求項 8 の中継機器であって、

前記通信部において前記シンク機器からの電力の供給量を減らす予告メッセージを受信し、

前記通信部から前記シンク機器へ電力の供給量の維持を要求するメッセージを送信することを特徴とする中継機器。

【請求項 11】

請求項 8 の中継機器であって、

接続位置を示す情報と電力供給能力に関する情報を前記ソース機器へ伝える通信部を有し、

前記接続位置を示す情報は、シンク機器の初期値に対し、接続順に順次所定値を加算した情報をすることを特徴とする中継機器。